

公認会計士試験実施の改善について（中間報告）

現行の公認会計士試験制度は、公認会計士の質を確保しつつ、多様な人材を提供することを目的として、平成 15 年の改正公認会計士法に基づき、昨年より実施されているものです。

近年の会計監査の重要性の高まりや、公認会計士の果たす役割の拡大に伴う経済社会による公認会計士に対する質の確保と量的拡大の要請の増大に鑑み、同試験の趣旨をより実現し、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が同試験に挑戦するよう、その実施面での改善に向けて検討するため、本年 5 月に公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に置かれている公認会計士実施検討小委員会の下に公認会計士試験実施検討グループ（以下「検討グループ」という。）を設けました。

検討グループは、7 月から検討を開始しており、具体的な改善策について、方向性が見出せたものから実施に向けた検討を行うべしとして、審査会に対して、その検討状況の経過報告がありました。

審査会は、検討グループでの経過報告を踏まえ、以下の事項につき、平成 20 年試験より、試験実施の改善を図ることといたします。

◇ 短答式試験

- ① 基本的な専門的知識を幅広く問う試験とする。
- ② 現行の 2 週間の週末にわたる 2 日間の実施日程を短縮し、週末 1 日の試験とする。

◇ 論文式試験

- ① 思考力、判断力、応用能力、論述力等を問う試験とし、出題範囲は、短答式試験よりも絞り込む。
- ② 現行では企業法、民法について、法文集を受験時に配布した上で試験を実施しているが、新たに、会計学、監査論、租税法についても、法文、基準集を受験時に配布した上で試験を実施する。
- ③ 現行の平日 3 日間の実施日程について、例えば、金土日といった、連続する平日 1 日、週末 2 日の試験とする。

また、次の事項につき、試験実施の改善を図る方向で検討を行います。

◇ 短答式試験

- 現行では、年 1 回実施される短答式試験の合格者が年 1 回実施される論文式試験を受験できることとなっているが、平成 22 年試験より、論文式試験に先立って、短答式試験を年 2 回実施する。

検討グループは、引き続き公認会計士試験の実施の改善に向けた検討を進め、本年 10 月を目途にその考え方について意見のとりまとめを行っていく予定です。審査会としても、検討グループでの意見のとりまとめを踏まえ、試験の改善の実施に向けた検討を速やかに行っていくとともに、その具体的な改善策、実施時期につき公表していく予定です。